

諮問日：令和5年6月21日（令和5年度（情）諮問第17号）

答申日：令和5年12月20日（令和5年度（情）答申第32号）

件名：仙台地方裁判所における特定の会合での議論の内容が分かる文書の不開示
判断（不存在）に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

別紙記載の文書の開示の申出に対し、仙台地方裁判所長が、本件開示申出文書は廃棄済みであるとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、仙台地方裁判所長が令和5年2月21日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の3に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

本件開示申出文書にかかるよりも前に開催された同種の懇談会ないし意見交換会にかかる文書が、別件開示申出における令和4年8月1日付け司法行政文書開示通知書において開示されている。医療訴訟において、「説明義務」は最も重要な事項の1つであり、そのような回の資料に関しては保存されるのが当然である。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

- 1 仙台地方裁判所は、本件開示申出文書を探索したが、本件開示申出文書1は、保存期間（保存期間：5年、保存始期：平成24年4月1日、保存終期：平成29年3月31日）満了後である平成29年7月20日に、本件開示申出文書2は、短期保有文書（保存期間を1年以上とする必要のない司法

行政文書)として作成され、本件開示申出日より前に、事務処理上必要な期間が満了したのものとしてそれぞれ廃棄されていたことから、本件開示申出文書は保存期間満了により廃棄済みであるとして不存在とした。

- 2 苦情申出人は、本件開示申出文書にかかる懇談会ないし意見交換会よりも前に開催された同種の懇談会ないし意見交換会にかかる文書が、別件開示申出における令和4年8月1日付け司法行政文書開示通知書において開示されている旨及び、医療訴訟において、「説明義務」は最も重要な事項の1つであり、そのような回の資料に関しては保存されるのが当然である旨主張する。しかし、別件開示申出は、同開示申出時点で存在した文書を開示したものにすぎず、本件開示申出文書が本件開示申出時点で存在したことを推認させるものではない。したがって、本件苦情申出には理由がない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和5年6月21日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年11月17日 審議
- ④ 同年12月15日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 最高裁判所事務総長の説明によれば、仙台地方裁判所は、本件開示申出文書を探索したが、本件開示申出文書1については、保存期間を5年とする文書に該当すると判断されたことから、平成24年4月1日から平成29年3月31日まで保存された後に、同年7月20日に廃棄され、本件開示申出文書2については、短期保有文書として作成され、本件開示申出日より前に、事務処理上必要な期間が満了したのものとして廃棄されていたことから、本件開示申出文書がいずれも保存期間満了により廃棄済みであるとして不存在と判断したとのことである。上記の最高裁判所事務総長の説明に特段不合理な点は見当たらない。

い。そのほか、仙台地方裁判所において本件開示申出文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。したがって、本件開示申出文書は廃棄済みであり、仙台地方裁判所において、同文書を保有していないと認められる。

2 これに対し、苦情申出人は、本件開示申出文書に係る各会合よりも前に開催された同種の懇談会ないし意見交換会にかかる文書が、別件開示申出において開示されているため、本件開示申出文書も存在するはずである旨主張する。しかしながら、上記主張の事情があったとしても、本件開示申出文書が本件開示申出時点で存在することを証するものではなく、本件開示申出文書が廃棄された経緯に関する最高裁判所事務総長の説明が不合理といえないことは上記のとおりである。

3 以上のとおり、原判断については、仙台地方裁判所は本件開示申出文書に該当する文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 門 口 正 人

委 員 長 戸 雅 子

別紙

- 1 2012年特定日の特定の弁護士が、仙台地裁で開催された特定の懇談会の写真をネット投稿している会に関するすべての文書。（説明義務を対象とした議論のすべてがわかるよう発言者の名前も黒塗りされていないもの。）（以下「本件開示申出文書1」という。）
- 2 1と同様に、2011年特定日の特定の意見交換会に関するすべての文書 黒塗りされず議論の内容がわかるもの（以下「本件開示申出文書2」といい、本件開示申出文書1と併せて「本件開示申出文書」という。）